

NHK 所蔵ラジオ音源の復刻とデジタル配信

岩崎 陽一^{1,a)} 白柳 龍一^{2,b)} 中村 京子^{3,c)}

概要: 放送局の保有するラジオ番組の録音には、音楽史を知るための貴重な資料が含まれているにも関わらず、わが国ではそのほとんどが一般には公開されていない。本稿は、NHK アーカイブスの放送音源の一部をデジタル配信および高品位 CD で提供する、NHK エンタープライズとナクソスの共同事業を紹介する。そのなかで、人気ではなく資料価値を重視した場合のデジタル配信の優位性を明らかにし、また実演家の許諾取得に伴う法的および「道義的」課題とを論じる。

キーワード: デジタル・アーカイブ、放送、音楽、ラジオ、NHK、Naxos

Remastering and Digital Distribution of NHK Radio Broadcast Archive

YOICHI IWASAKI^{1,a)} SHIRAYANAGI RYOICHI^{2,b)} NAKAMURA KYOKO^{3,c)}

Abstract: Each broadcasting station has broadcast archives, which contain audio recordings that may be valuable materials for research in music history. Nevertheless, in our country, most of such archives are not available to the third party people. This paper introduces the joint projects of NHK Enterprises and Naxos for distributing a part of NHK radio broadcast archive digitally and physically. We will focus on the advantage of digital distribution as a means for spreading valuable but less popular materials, and legal and moral issues concerning rights handling.

Keywords: digital archive, broadcasting, music, radio, NHK, Naxos

1. はじめに

ラジオ放送の記録音源は、音楽の歴史を伝える貴重な資料である。音楽作品の上演のうち、録音され、レコードや CD といった物理的資料として市場に流通するのはごく一部に過ぎない。多くの上演は録音もされないまま、一度限りの体験として、人間の記憶の中にもみ存在の痕跡を残す。しかし、音源が流通していない上演の中には、ラジオやテレビで放送され、その記録として、録音が放送局に残され

ているものもある。それらには、作品の初演の録音や、未だレコードや CD で発売されたことのない作品の録音も含まれており、音楽の歴史を知るための、或いは音楽を通して社会・文化の歴史を知るための大きな情報源となり得る。

放送音源の保存のため、米英仏等では公共事業としてアーカイブの作成が行われているが^{*1}、我が国ではその必要性が説かれつつも^{*2}、未だ大規模なアーカイブ化が行われるには到っていない。近年、国立国会図書館が近代デジタルライブラリーに「歴史的音源」のコーナーを開設したが、そこに含まれるのはレコードとして発売された商品をデジタル化したものであり、未発売の放送音源は含まれていない^{*3}。国内の放送アーカイブ事業としては、放送局各社の共同事業として 1991 年に横浜市に設置された「放

¹ 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程
Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo

² ナクソス・ジャパン株式会社
Naxos Japan, Inc.

³ 株式会社 NHK エンタープライズ
NHK Enterprises, Inc.

a) iwasakiyoichi@gmail.com

b) shirayanagi@naxos.com

c) nakamura-kyo@nhk-ep.co.jp

^{*1} 海外の放送アーカイブの最新状況については文献 [4] が詳しい。

^{*2} 例えば、内閣 IT 総合戦略本部の戦略にも含まれている。文献 [5][6] 等参照。

^{*3} <<http://rekion.dl.ndl.go.jp/>>.

送ライブラリー」が知られている。ここには厳選された映像・音声番組がDVDやハードディスクといった媒体で保存されており、現地へ赴けば無償で利用できる。ただし、ここに所蔵される資料は各放送局の有するもののうちごく一部であり（本稿執筆時点で約30,000点、内ラジオ番組約4,000点^{*4}）、それぞれの放送局には膨大な資料が保管されている^{*5}。放送局のライブラリーの多くは非公開であるが、NHKは川口市に設置した「NHKアーカイブス」の利用を部分的に一般へ開放している。ここでは、NHKが制作・放送したニュースや番組が保存され、アナログテープからデジタルテープへのコピー、さらにはデジタルファイルへの変換が行われている^{*6}。

以上のように、資料の保存すら不十分な状況のなかで、保存された資料の利用に関してはさらに制約が多い。NHKの膨大なライブラリーについても、一般に公開されているのはわずかである。現状、過去にラジオで放送された音楽上演の録音を参照しようとしても、ほぼ不可能であると言ってよい。

2. NHK エンタープライズとナクソス・ジャパンの事業

NHKの番組制作や関連の商品販売を担う株式会社NHKエンタープライズと、クラシックのレコード会社であるナクソス・ジャパン株式会社（以下「ナクソス」）は、この状況を改善するため、NHKアーカイブスの中から資料価値の高いラジオ放送の記録音源を提供する一連の事業を共同で行ってきた。放送音源の選択的提供という点においては上述の既存の諸事業と異ならないが、(1) 人気作品よりも歴史的に資料価値の高い録音を優先させ、(2) 同時に事業の採算性を重視するといった点に独自性を有する。結果として、以下のような特徴を具えるに至った。

- (1) CD商品化コストの回収が困難と想定されるタイトルについては、デジタル配信のみで提供する。CD化を前提とするならば、コストの回収が見込まれる、有名作品の有名演奏家によるものに対象を限定せざるを得ない。また、断片的な録音や、欠損の多い録音の提供も困難になる。本事業群ではその前提を撤廃し、音源の価値を重視した選択を行っている。なお、音源の「価値」は、ナクソスが、稀少性や音楽史・政治史等での位置付けを考慮して客観的に査定している。
- (2) 資料を研究者や学生が利用できないことは望ましくないため、世界の主要な大学に導入されているサブスクリプション型デジタル音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー^{*7}」を流通プラット

フォームのひとつとする。これにより、日本の音楽文化を世界に発信することも容易に実現する。

- (3) 音楽ソフト市場が縮小し続けるなか、「ハイレゾ[リソリューション]」と呼ばれる、通常の音楽CDの音質を超える高品質商品は着実に市場を広げている。本事業群においては、ハイレゾ市場への商品投入を積極的に行う。

3. 各事業の概要

3.1 N響アーカイブシリーズ

NHK交響楽団の演奏の放送音源をマスタリングしたもの。2012年に33音源を公開した。そのうち最も古いものは、皇紀2600年（西暦1940年）を記念する演奏会の録音である。その他、戦時下で大東亜戦争開戦一周年記念として演奏された日本語文語歌唱によるベートーヴェンの交響曲第九番、日本のオーケストラが史上初めて行った海外公演、カラヤン初来日時の録音など、わが国の音楽史を知る上で重要な録音資料を揃えている。一部の録音には作曲者の肉声での解説等が含まれており、ラジオ放送音源ならではの情報を提供している。このシリーズはデジタル配信でのみ利用可能である。

ナクソス・ミュージック・ライブラリーの国内の利用統計を見ると、最もアクセスが少ない音源でも2年間で述べ約80人の、多いものでは何百人もの国内ユニークユーザーが再生しており、利用者の関心の高さと、資料の提供が着実に行われていることが窺われる。なお、大学等の敷地内の再生は原則としてすべて同一ユーザーのものとして認証されるため、実際のユニーク利用者はこれより多いと想定される。

3.2 NHK「現代の音楽」アーカイブシリーズ

1957年に始まり、現在も続くNHK-FMの番組「現代の音楽」の放送音源から、日本人の作曲家による現代の作品の録音をマスタリングしたもの。本シリーズはデジタル配信に加え、高品位CD（HQCD）でもリリースされている。2012年以来、13タイトルを提供している。ひとつのタイトルには複数の音源がカップリングされている。

日本人作曲家の作品に対する研究者の関心はたいへん大きく、ナクソスが単独で展開している新規録音シリーズ「日本作曲家選輯」は永らくたくさんの支持を集めている。NHK「現代の音楽」アーカイブシリーズは同種の需要に応えるものであり、日本音楽史の録音資料の隙間を少しでも埋めていくことを企図している。付属のブックレットには、研究者や批評家による詳細な楽曲および録音の解説が含まれている。

ナクソス・ミュージック・ライブラリーの統計では、このシリーズの再生数は「N響アーカイブシリーズ」より若

^{*4} <<http://www.bpcj.or.jp/other/about.html>>, 2014年9月6日アクセス。

^{*5} 文献[1]が詳しい。また、文献[3]も参照。

^{*6} 文献[2]を参照。

^{*7} <<http://ml.naxos.jp/>>, 2014年9月9日アクセス。Cf. 文

献[7]。

干劣る。現代音楽は難渋な作品が多く、それを聴いて楽しめる人間は限られる。しかし、芸術表現としては高く評価されており、そのひとつの指標として、このシリーズの CD 商品は多くが『レコード芸術』誌の「特選盤」に選出されていることが挙げられる。

3.3 NHK 来日オーケストラアーカイブシリーズ

1960年代から70年代にかけて来日した海外楽団の演奏で、NHKで放送されたものから10タイトルを選び、マスターリングしたもの。これらもまた、日本の演奏史の失われた記録を蘇らせるものである。これはまだ提供が開始されたばかりであり、利用統計を分析できる状態にはない。

4. 権利処理について

これらの音源を商品として流通させ、さらにはインターネットを通してデジタル配信するには、実演家の著作隣接権を適切に処理しなければならない。放送音源・映像のアーカイブ化と公開を難しくする最大の要因がこれである。

放送局と実演家の間に交わされた契約は、基本的に、放送のみを許諾の対象としている。その録音を商品化するためには、すべての実演家（楽団の場合は事務局）と連絡を取り、改めて CD 化とデジタル配信の許諾を得なければならない。そして、当時の実演家ともはや連絡が付かないという問題が往々にして起きる。ここで重要になるのは、人と人との繋がりである。担当者は何人ものキーパーソンを辿って、その記憶と記憶を繋ぎ、ようやく実演家の現在の電話番号に辿り着く。放送音源の商品化は、この途方もない作業を要求するため、ほとんど非現実的と思われる。しかし、NHK エンタープライズの中村（本稿著者）は、この仕事のノウハウを蓄積しており、広い人脈をもつエージェントと協力して、許諾の取得を成し遂げた。

一方、著作隣接権の失効している録音については、許諾を得る義務はない。勝手に CD 化し、ウェブサイトに載せても何の罪にも問われない。しかし、実演家（及び実演家のコミュニティ）と放送局やレコード会社の間には、年月を重ねて築いた信頼関係がある。その信頼関係を損なうことは、3者のいずれにとっても不利益をもたらす。したがって、本事業群においては、著作隣接権の失効している録音についても、原則としてすべての実演家またはその遺族等と連絡を取り、CD 化やデジタル配信への同意を得ている。

児玉の文献 [5][6] は、コンテンツのネット配信に関する法的問題（著作権・肖像権）と倫理的問題を並置して論じている。児玉の言う倫理的問題とは、主にコンテンツの内容の道徳規範への適合を意味していると思われ、上述の道徳的問題をそこに含めてよいか否かは分からない。しかし、「守るべき規範は法律に限らず、社会通年、倫理や道徳も含まれる」（文献 [6], 101）という児玉の理解は、遺族からの

同意取得を行った著者らの認識とまさしく一致する。

5. 技術プロセス

本事業群では、基本的にすべての録音について、アナログテープを音源として使用している。それをまず物理的に補修し、再生してデジタル化し、さらにノイズ除去等の補正と修正を施して、ようやくアーカイブに加えられるようになる。この一連のマスターリング作業は、専門的なスタジオに委託した。

マスターリングの際の修正を徹底させれば、このたび提供している音源よりも聴いていて心地よいものにすることはできる。しかし、過度な修正はオリジナルテープの情報の喪失を意味する。本事業群では、オリジナルテープの音をなるべくそのままデジタル・アーカイブにするため、修正は過剰にならないように留めてある。

アナログマスターの多くは、既に川口市の NHK アーカイブでデジタル化されていた。しかし、観賞に堪える高品位デジタルマスターを作成するには、もういちどアナログマスターに戻り、エンジニアの手でマスターリングをし直す必要があった。どのような機材で、どうやってデジタル化するかによって、デジタル音源の品質は大きく左右される。アナログ音源からデジタルへの変換は情報の喪失を伴い、不可逆であるため、デジタルマスター作成後もオリジナルマスターは現実的に可能な限り保存されなければならない^{*8}。

6. まとめと今後の展望

以上の NHK エンタープライズとナクソスの共同事業群は継続中であり、今後も貴重な放送音源を提供していく。この継続を可能にしているのは、独自の流通方法である。すなわち、デジタル配信を流通の主軸とすることにより、コストを下げられ、同時に、長期間にわたり収入を生むことができる。本事業群で扱うような歴史的資料は、瞬間的なヒットを生み出すものではないが、それに対する需要は長期間安定して存在するだろうと想定される。デジタル配信は、在庫をもたずに継続的に提供するための優れた流通方法である。一部の資料については、デジタル配信のみが提供手段になり得る。貴重な録音ではあるが、ノイズだらけの断片しか残っていない、そのような音源を CD で発売したところで、コストの回収は望めない。もし助成金を得られれば、CD 化も可能であろう。しかしその場合も、デジタル配信ならば同額の助成金でより多くの音源を提供することができる。

^{*8} N 響アーカイブシリーズのマスターリングについては <<http://www.phileweb.com/interview/article/201207/18/150.html>> (2014年9月9日アクセス) に、来日オーケストラアーカイブシリーズについては <<http://www.phileweb.com/interview/article/201402/26/220.html>> (同) に、エンジニアのインタビューが掲載されている。

流通プラットフォームに「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」を用いることは、本事業群の主たる目的のひとつである、貴重な音源を学術資料として広く提供することの実現に不可欠であった。米国資本の有名ダウンロード型配信サービスを用いれば、世界中に音源を届けることはできる。しかし、図書館でそれを利用者に提供することはできない。主要なダウンロード型音楽配信サービスは、電子ジャーナルのような研究機関包括契約を認めていない。「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」はそれを可能にするプラットフォームである。利用契約をしている研究機関の所属者は、そこに登録された音源を自由に利用できる。

クラシック音楽史を知る上で、レコードやCDで流通されている音源は、必要な資料のごく一部しかカバーできていない。多くの上演の録音が「お蔵入り」の状態になっている。そしてその「蔵」は、実は放送局だけでなく、コンサートホールや楽団、音楽大学等の資料室にも存在している。それらの資料が、本稿で述べたような手法で一般に提供されれば、音楽の研究状況は大きく変化するだろう。これまでナクソスは、多くのこういった「蔵」の所有者から、その所蔵資料を世に出したいという要望を聞いてきた。ナクソスのプラットフォームを利用すれば、それは技術的・予算的には可能である。しかし、主に著作権処理と道義的な問題がそれを難しくしている。いくら技術が発達しても、個々の権利者の連絡先を調べ、許諾を取るという、途方もない作業に多くの労力を費やさなければならない。知財を先行する法律家が多数産出される現在も、本稿で述べた業界のモラルを理解し、人と人とを繋いで実際に許諾を取ってこられる担当者はなかなか生まれない。この状況の打開策については、本研究会と異なる場で検討するべきであろう。

参考文献

- [1] 鈴木豊. 「放送番組の収集, 保存, 公開」『情報の科学と技術』49(3): 113-118. 1999.
- [2] 江原学. 「『NHK アーカイブス』の概要と課題」『映像情報メディア学会誌: 映像情報メディア』61(11): 1567-1570. 2007.
- [3] 笠羽晴夫. 『デジタルアーカイブ 基点・手法・課題』水曜社. 2010.
- [4] 今村庸一. 「映像アーカイブの現況と課題」『メディアと情報資源』19(1): 1-11. 2012.
- [5] 児玉晴男・鈴木一史・柳沼良知. 「放送コンテンツのインターネット配信に関する倫理的な問題」『電子情報通信学会技術研究報告』技術と社会・倫理 110(429): 39-44. 2011.
- [6] 児玉晴男・鈴木一史・柳沼良知. 「わが国の社会制度と適合するコンテンツのインターネット配信に関する社会情報システム」『日本社会情報学会学会誌』23(2): 95-105. 2012.
- [7] 岩崎陽一. 「学術データベースとして、消費者サービスとして-図書館用コンテンツ配信サービスの二面性」『情報処理学会研究報告』人文科学とコンピュータ研究会報告 2014-CH-102(7): 1-6. 2014.